

平成30年度 危機管理・くらし安心局運営プログラム

<短期アクションプランの目標指標 (H32) >

自主防災組織率：95% (H29年4月1日：88.1%)  
 雪害による死亡者数：0人 (H29年度：16人)  
 刑法犯認知件数：4,896件未満 (H29年：3,975件)  
 交通事故死傷者数：6,000人以下 (H29年：7,282人)

主要事業及び重要業績評価指標 (KPI) 等一覧

番号	主要事業	主な取組み内容	KPI (短期AP策定時)	H29 計画	H30 計画	進捗 状況	短期APにおける 位置づけ (テーマ-施策-主要事業)
				直近値 (H29 実績値)			
1	総合的な危機対応力の充実強化	○自助・共助による地域防災力の強化 ○災害対応体制の強化 ○緊急事態への対応力の強化 ○東日本大震災からの復興支援 ○災害時の福祉支援体制の充実強化	防災訓練参加者数 (H27年度 29,706人)	32,000人	34,000人	順調	2-4-(1) 2-4-(2)
				34,569人 (H29年度)			
			防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 (H27年度 80.0%)	85.7%	88.6%	順調	
				85.7% (H29年度)			
2	医療提供体制の整備	○ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化	-	-	-	-	2-1-(1)
3	犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	○治安対策の強化 ○犯罪被害者支援の充実 ○交通事故防止対策の強化	交通事故死者数 (H25年～H28年平均 42人)	33人以下	32人以下	概ね 順調	2-5-(1)
				38人 (H29年)			

4	消費生活や食などの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育・啓発の充実</li> <li>○消費生活相談体制の充実・強化</li> <li>○若年者への啓発強化</li> <li>○多重債務者対策の推進</li> <li>○食の安全・安心の確保</li> <li>○動物愛護の推進</li> </ul>	消費生活サポーター数（経験者含む）  (H28年度 110人)	120人	130人 (135人)	順調	2-5-(3)
				131人（H29年度）			

※ H29 計画及び H30 計画における括弧書きは、短期アクションプランに掲げた目標を上回る独自目標

## (部局運営プログラム個表)

		危機管理・くらし安心局		
番号	主要事業	K P I	H29計画値	H30計画値
			直近値 (H29実績値)	
1	○総合的な危機対応力の充実強化	防災訓練参加者数	32,000人	34,000人
			34,569人 (H29年度)	
		防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合	85.7%	88.6%
			85.7% (H29年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策4－主要事業(1) 総合的な危機対応力の充実強化 テーマ2－施策4－主要事業(2) 災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化		

## 施策の評価と今後の推進方向等

## 【前年度までの主な取り組み状況】

- 自助・共助による地域防災力の強化
  - ・自主防災組織率の低い市町村を中心に組織化の働きかけを行った結果、88.8% (H29年12月末) の組織率となった。
  - ・自主防災組織の活発な活動を促進するため自主防災組織が実施する訓練に対する補助を行うとともに組織のリーダー的立場を担う防災士を115名養成した。
  - ・防災セミナーの開催等を通じ県民の防災に対する意識の向上を図るとともに県総合防災訓練において多くの住民が参加するシェイクアウト訓練を初めて実施した。
  - ・「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」の発表を行い市町村や消防機関及びマスコミを通じて雪害事故防止の注意喚起を18回行った。
  - ・県内5大学の大学生に対する消防団加入促進キャンペーン、やまがた消防団応援事業を実施し、当初の応援事業所数 (H28年11月、141店舗) が平成30年2月現在370店舗と大幅に増加するなど、消防団の活性化を図るための取り組みを積極的に実施した。
- 災害対応体制の強化
  - ・情報一斉伝達システムの多重化を周知するとともに21市町村に対し補助金による支援を通じ防災行政無線の整備促進を図った。
  - ・津波災害警戒区域等指定基準の作成並びに鳥海山火山防災対策の決定及び噴火警戒レベルの導入運用等を通じ津波及び火山防災対策を推進した。
- 緊急事態への対応力の強化
  - ・国、鶴岡市、酒田市、遊佐町と共同で国民保護図上訓練を実施し、対処・措置能力の向上を図った。
- 東日本大震災からの復興支援
  - ・アンケート調査等により避難者のニーズを把握するとともに、「やまがた避難者支援協働ネットワーク」構成団体と連携した相談会や市町村等による全戸訪問、「復興ボランティア支援センターやまがた」による情報提供や定住支援等の支援を行った。また、支援者のための「支援者支援研修会」を開催した。
  - ・避難者向け借上げ住宅を提供するとともに、借上げ住宅の提供が終了した生活再建が困難な避難者に対し、県職員公舎を無償提供し、生活再建に向けた支援を行った。
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
  - ・市町村に対し要配慮者支援対策のための指針を活用し避難所の環境整備などを呼びかけるとともに福祉避難所指定の促進を図った。

### 〔評価・課題等〕

#### ○自助・共助による地域防災力の強化

- ・自主防災組織の組織率は着実に向上しているが、未だ地域間に差があるため比較的組織率の低い市町村への更なる働きかけや支援を行う必要がある。
- ・県民の防災意識をさらに向上させるとともに自主防災組織等による防災マップ等を活用した実践的な防災訓練の実施及び更なる住民の参加を促進していく必要がある。
- ・天候状況等に応じた注意喚起を行ってきたが、今シーズンは例年にない豪雪であったこともあり、ここ数年より多い死傷者が発生した。
- ・消防団員数の長期的な減少がみられる。

#### ○災害対応体制の強化

- ・防災行政無線整備に向けた働きかけを行ったが、未整備の市町村がある。
- ・非常時に備え、津波及び火山防災対策等を推進していく必要がある。

#### ○緊急事態への対応力の強化

- ・国民保護訓練と検証を繰り返すことにより、対処・措置能力を向上・持続していく必要がある。

#### ○東日本大震災からの復興支援

- ・避難者の支援については、ニーズを踏まえた必要な支援策を検討するとともに、関係機関・団体と連携して、相談会、全戸訪問等の支援や支援者支援研修を実施した。避難生活の長期化により、ニーズが個別化、多様化しているため、引き続ききめ細かな支援が必要である。

#### ○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・福祉避難所の指定を促進しているが、受入定員数の拡大や実際の要配慮者避難を行う体制の充実を図っていく必要がある。

### 〔今後の推進方向等〕

#### ○自助・共助による地域防災力の強化

- ・共助の中心的役割を担う自主防災組織の組織率の向上を図るとともに防災士の育成や各種訓練の実施を促進し組織の活性化を図りながら地域防災力の向上を推進する。
- ・雪害事故防止のため安全な雪下ろしや除排雪作業の普及に市町村及び関係機関と連携して取り組んでいく。
- ・消防団への若者の加入促進を図り、また、やまがた消防団応援事業所及び消防団協力事業所を拡大することにより、消防団の活性化を図る。

#### ○災害対応体制の強化

- ・避難勧告等を住民に一斉に伝達するための防災行政無線の整備を支援するとともに情報伝達手段の多様化を推進する。
- ・津波災害警戒区域の指定案の作成を行うとともに同区域の指定に向け市町と協議を進める。また、火山避難計画の策定や火山防災マップを策定し火山防災対策を推進していく。

#### ○緊急事態への対応力の強化

- ・毎年度国民保護訓練を実施することで、対処・措置能力の向上と継続を図る。

#### ○東日本大震災からの復興支援

- ・関係機関・団体と引き続き連携し、個別化・多様化する避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、適切な支援を行うことができるよう、支援者を支援する研修等の取組みを行う。借上げ住宅の提供及び供与が終了する世帯の相談支援に取り組むとともに、本県の独自支援で県職員公舎に入居した避難者の生活再建を支援する。

#### ○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・要配慮者受け入れ体制の充実のため福祉避難所の指定をさらに促進していく。

〔平成30年度の主な取組項目と事務事業〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
  - ・自主防災アドバイザーの派遣及び防災士養成による自主防災組織立ち上げや組織活性化の支援
  - ・防災フォーラムの開催及び各種防災訓練の実施
  - ・高校生の消防団活動の理解促進
  - ・やまがた消防団応援事業所及び消防団協力事業所の拡充
- 災害対応体制の強化
  - ・市町村総合交付金による防災行政無線整備への支援
  - ・津波災害警戒区域指定案の作成及び同区域指定に向けた市町との協議
  - ・鳥海山避難計画及び救助計画の策定及び火山防災マップの作成
- 緊急事態への対応力の強化
  - ・国、新庄市との共同による山形県国民保護共同図上訓練の実施
- 東日本大震災からの復興支援（避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援の展開）
  - ・避難者アンケート調査の実施等による避難者のニーズの把握と全戸訪問による地域とのつながりづくり
  - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」構成団体と連携した相談会の開催や子育て家庭向けの情報誌及び避難者向けフリーペーパー等による情報提供
  - ・支援者のスキルアップやセルフケアのための研修会の開催
  - ・避難者向け借上げ住宅の提供及び住まいの相談支援、県職員公舎入居者の生活再建の支援
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
  - ・避難所の環境整備や福祉避難所の指定促進及び要配慮者受入体制整備に向けて、市町村との検討及び意見交換

		危機管理・くらし安心局		
番号	主要事業	K P I	H29計画値	H30計画値
			直近値(H29実績値)	
2	○医療提供体制の整備	—	—	—
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業（1）医療提供体制の整備		

#### 施策の評価と今後の推進方向等

##### 〔前年度までの主な取組み状況〕

- ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化  
消防機関及び検証医からの意見を踏まえ、県消防長会において既存システムを活用したモデル事業を提案し、県救急情報データベース構築事業に対する協力を要請した。

##### 〔評価・課題等〕

- 県救急情報データベース構築事業の事業計画（素案）を作成した。今後、システム設計書及び仕様書を早急に作成し、開発経費を算出する必要がある。

##### 〔今後の推進方向等〕

- 消防機関、医療機関（救急専門医・検証医）、開発企業及び県による検討部会を立ち上げ、システム開発の範囲や要件定義など、システム設計書及び仕様書を作成し、システム開発の経費を算出するとともに全体の事業計画案を見直していく。

##### 〔平成30年度の主な取組項目と事務事業〕

- ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化
  - ・消防機関、医療機関（救急専門医・検証医）、開発企業及び県による検討部会を設置
  - ・県救急情報データベース構築事業の事業計画（案）の見直し

危機管理・くらし安心局				
番号	主要事業	K P I	H29計画値	H30計画値
			直近値 (H29実績値)	
3	○犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	交通事故死者数	33人以下	32人以下
			38人 (H29年)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策5－主要事業(1) 犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化		

### 施策の評価と今後の推進方向等

#### 〔前年度までの主な取組み状況〕

- 治安対策の強化
  - ・防犯指導者講習会及び防犯出前講座を開催した。
  - ・18市町が防犯ボランティア活動支援事業に取り組み、防犯ボランティア活動への支援を行った。
- 犯罪被害者支援の充実
  - ・「犯罪被害者支援県民のつどい（講演会等）」を開催し、犯罪被害者への県民の理解を促進した。
  - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を設置し、被害者からの相談を受けて必要な支援を行った。
- 交通事故防止対策の強化
  - ・年間を通じた交通マナーアップ県民運動や各季における県民運動等を実施し、県民総ぐるみの交通安全運動を展開した。
  - ・参加・体験型交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及を図った。
  - ・運転免許自主返納制度の周知やサポカー／サポカーSの体験会を行った。

#### 〔評価・課題等〕

- 講習会や出前講座により、防犯意識の高まりがみられたが、防犯ボランティアなどの防犯活動従事者の活動を活発化するためには引き続き支援が必要である。
- やまがた性暴力被害者サポートセンターへの相談件数は増加したが、更に犯罪被害者の視点に立った支援策の広報や啓発、やまがた性暴力被害者サポートセンターの周知ときめ細かな相談対応が必要である。
- 平成29年の交通事故死亡者は目標数より多く、特に高齢者が7割を占めたことから、高齢者や子どもなどの交通弱者に対する交通事故防止対策に加え、高齢者の歩行中、運転中の危険感受性を高める取組みが必要である。

#### 〔今後の推進方向等〕

- 防犯指導者講習会の開催により地域防犯リーダーの育成と活動従事者のスキルアップを図るとともに、防犯出前講座の開催により地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図る。
- 防犯ボランティア団体（市町村防犯協会、青色パトロール隊、子ども見守り隊）の活動に対し助成を行い、活動を促進する（市町村に1/2を補助）。
- 「犯罪被害者支援県民のつどい」を通して被害者支援への理解と協力の確保など積極的な広報啓発を行う。
- やまがた性暴力被害者サポートセンターの更なる周知に加え、運営支援や性犯罪・性暴力被害者支援交付金の活用による財政的支援を行う。

- 運転者の基本ルール遵守徹底や高齢者と子どもの交通事故防止、飲酒運転の撲滅など、交通安全思想の普及を図るため、交通マナーアップ県民運動を展開する。
- 高齢者交通死亡事故警報の発令や高齢者の交通事故防止推進強化旬間の設定、夜光反射材の普及啓発、新たなシミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教室の実施（高齢者交通事故防止アドバイザー派遣事業）などにより、高齢者の交通事故防止を図っていく。

#### 〔平成30年度の主な取組項目と事務事業〕

- 治安対策の強化
  - ・防犯指導者講習会及び防犯出前講座の開催等
  - ・市町村を通じた防犯ボランティア活動への支援の展開（防犯ボランティア活動支援事業）
- 犯罪被害者支援の充実
  - ・犯罪被害者支援講演会の開催等による犯罪被害者への県民の理解促進
  - ・ポスターやカードを活用した「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の周知
  - ・やまがた性暴力被害者サポートセンターの相談・支援の充実（業務時間外に寄せられる電話相談に対応する音声ガイダンスの導入とホームページの充実）
- 交通事故防止対策の強化
  - ・年間を通じた交通マナーアップ県民運動や各季における県民運動等、県民総ぐるみの交通安全運動の展開
  - ・交通安全危険予測シミュレータによる歩行者・運転者向け参加・体験型交通安全教室の開催等、交通安全教育の展開
  - ・運転免許自主返納制度やサポカー／サポカーSの周知等



危機管理・くらし安心局				
番号	主要事業	K P I	H29計画値	H30計画値
			直近値(H29実績値)	
4	○消費生活や食などの安全・安心の確保	消費生活サポーター数(経験者含む)	120人	130人 135人(独自目標)
			131人(H29年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2-施策5-主要事業(3)消費生活や食などの安全・安心の確保		

### 施策の評価と今後の推進方向等

#### 〔前年度までの主な取組み状況〕

##### ○消費者教育・啓発の充実

地域の団体等からの依頼を受けて講師派遣する消費生活出前講座は、制度の広報に力を入れながら実施に努めた。平成29年度新規事業として、誰でも参加して消費生活に関する情報の提供が得られるよう県が企画した消費生活講座を、年齢層に応じて7回実施した。高校における弁護士による消費生活法律授業は、平成29年度、4校で実施した。消費生活サポーターは、平成29年度に働きかけの範囲を広げたことにより21人増加し、消費生活出前講座の講師、地域のイベントにおける啓発活動等で活動いただいている。

##### ○消費生活相談体制の充実・強化

専門機関等が実施する研修会へ県の相談員を派遣した。また、市町村相談担当者を対象とした研修会、OJT研修・訪問指導、市町村相談窓口への助言を行い、相談スキルの維持向上と県と市町村の連携を図った。

##### ○高齢者の消費者被害防止のための福祉関係者による見守りの推進

平成29年度、介護サービス事業所に対して、高齢者の消費者トラブル防止の視点で見守りを行っていただけるよう、見守りガイドブックを配布した。

##### ○多重債務者対策の推進

多重債務者相談強化キャンペーン期間において、弁護士会等と連携して多重債務に関する法律相談会を開催してきた。

##### ○食の安全・安心の確保

- ・「食の安全推進会議」の開催等により、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する情報共有及び相互理解の促進を図った。
- ・食品衛生監視員による現地衛生指導と食品事業者への講習会の開催等により、食品表示の適正化を推進した。
- ・HACCPの講習会開催等により、自主衛生管理の促進を図った。

##### ○動物愛護の推進

- ・猫の適正飼養に関して、県民の一定の共通認識、相互理解を図るため、「猫の適正飼養ガイドライン」を策定した。

#### 〔評価・課題等〕

○悪質商法や特殊詐欺の被害が後を絶たないため、特に若者期や高齢期を重点的に、消費生活の情報提供や啓発を行っていく必要がある。また、地域における消費者啓発活動においては、県民ボランティアである消費生活サポーターの役割が重要である。

○消費生活相談は、県と市町村を合わせて年間約8,000件あるが、市町村で受ける相談割合が高くなっており、県によるサポートの必要性が高まっている。消費生活相談の内容は複雑化・多様化していることから、適切に対応していく必要がある。

○今後、成年年齢の引下げが見込まれ、若年者層への消費者教育・啓発は必要性が一層高まっている。学校においては消費生活出前講座や弁護士による消費生

活法律授業を実施して消費者教育・啓発を図っているが、これらに加えて学校以外でも幅広い啓発活動を行っていく必要がある。

- 相談窓口につながっていない多重債務者を、救済に向けて法律相談に誘導していく必要がある。
- 「食の安全推進会議」等の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する情報共有及び相互理解が図られているが、今後も食の安全に関する時期を捉えた正確な情報を提供していく必要がある。また、食品表示については、食品事業者への講習会の開催等により食品表示の適正化を推進しているが、平成32年に食品表示法が完全施行されることから、順次現行の表示を切替える必要がある。更に、HACCPについては、講習会開催等により、導入促進を図っているが、平成30年の食品衛生法改正においてHACCPの制度化が予定されており、導入に向けて更なる啓発を図る必要がある。
- 平成29年度に「猫の適正飼養ガイドライン」を策定したので、今後、猫の適正飼養対策と野良猫対策を広く県民に周知する必要がある。

#### 〔今後の推進方向等〕

- 啓発効果の高い消費生活出前講座は、より一層の活用が図られるよう様々な広報を行っていく。県が企画する消費者力アップ講座は、対象年齢層を絞って、関係団体とも連携しながら実施していく。弁護士による消費生活法律授業は、前年度と同じ回数実施する。消費生活サポーターは、新規委嘱者4名を目標に広報を行っていく。
- 県相談員及び市町村相談担当者の資質の維持向上のため、研修機会を確保していく。また、県消費生活センターと市町村相談窓口の連携を図っていく。
- 学校に出前講座の実施を働きかけるとともに、若年者に対して、学校以外においてもアピール性の高い啓発を推進していく。
- 市町村、弁護士会等と連携して、各市と県の4消費生活センターで開催する多重債務に関する法律相談会の開催を周知していく。
- 「食の安全推進会議」や「食の安全フォーラム」等の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の相互理解と信頼関係を構築していく。食品表示の適正化に向けて、業界団体毎の講習会の開催や個別相談への丁寧な対応等により、新たな表示への早期切替えを推進していく。HACCPについて、業種毎に国の示す手引書を活用し、各業界と連携した講習会の開催により丁寧な啓発を図る。
- 猫の適正飼養推進のため、市町村や動物愛護推進員と協働し、動物愛護フェスティバルや動物愛護教室など機会をとらえて「猫の適正飼養ガイドライン」を活用し周知活動を展開していく。

#### 〔平成30年度の主な取組項目と事務事業〕

- 消費者教育・啓発の充実
  - ・消費生活出前講座、消費生活講座（消費者力アップ講座）、高校における弁護士による消費生活法律授業の実施
  - ・消費生活サポーターの増加と活用（大学生への働きかけ、消費生活出前講座の講師、地域のイベント等における啓発活動への参加促進等）
- 消費生活相談体制の充実・強化
  - ・専門機関等が実施する研修会への県相談員の派遣
  - ・市町村相談担当者を対象とした研修会、OJT研修・訪問指導、市町村相談窓口への助言の実施
- 若年者への啓発強化
  - ・若年者への啓発強化のための県の消費生活センターのキャラクターの着ぐるみや啓発パネル・チラシの作成
- 多重債務者対策の推進
  - ・弁護士会等と連携した多重債務に関する法律相談会の開催及び周知の強化
- 食の安全・安心の確保
  - ・「食の安全推進会議」の開催等、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する情報共有及び相互理解の促進
  - ・業種毎の食品事業者への講習会の開催等、食品表示の適正化の推進
  - ・業種毎に、厚生労働省の示す手引書を活用し、HACCP導入を加速させるための講習会を開催
- 動物愛護の推進
  - ・動物愛護推進員等との協働による犬・猫の譲渡推進や「猫の適正飼養ガイドライン」を活用した猫の適正飼養の普及啓発